

日常生活がしやすいように、住宅の居室・浴室・トイレなどを改修する費用を助成します。助成する制度には、住宅改修(日常生活用具)と住宅改造(福岡県住みよか事業)の2種類があります。

※それぞれの制度に障がいの程度や所得に応じた制限があります。本人の状況に応じた制度をご案内しますので、事前に相談してください。**手続きは改修前に行ってください。**

対象者	<p>【住宅改修(日常生活用具)】 下肢または体幹機能で障がい者手帳1～3級をお持ちの方</p> <p>【住宅改造(福岡県住みよか事業)】 身体障がい者手帳1、2級もしくは療育手帳A判定の手帳をお持ちで、世帯全員が非課税の方</p>
助成額	<p>【住宅改修(日常生活用具)】 上限20万円</p> <p>【住宅改造(福岡県住みよか事業)】 上限30万円</p>
費用負担	本人の負担は原則、費用の1割です。
窓口	<p>飯塚市役所 社会・障がい者福祉課</p> <p>☎ 0948-96-8235</p> <p>fax 0948-21-6356</p>

クローバープラザ

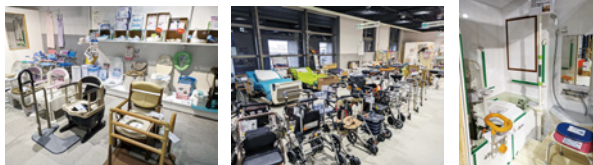
福岡県春日市原町3-1-7
☎ 092-584-1212
fax 092-584-1214



住まいの改修について

具体的な改修例としては、廊下やトイレ、お風呂など必要とする場所に手すりを配置する、車いすでも出入りしやすいようにドアを引き戸に取り替える。スロープや上がりかまちを設置するなどさまざまです。

本人の身体や住まいの状況に合わせて、専門の方の意見を聞きながら内容を決めましょう。



クローバープラザの敷地内に建てられた生涯あんしん住宅や2階の福祉用具展示コーナー(販売はしていないが値段が明記されている)を見学して、用具の購入の参考にしたり、改修のイメージが浮かんだという方もいらっしゃいます。



医療費のこと

障がいや病気によっては、高額な医療費がかかる場合があります。お子さんにかかる医療費を支援する制度をご活用ください。

※医療費の制度は優先となる順番に並べていますが、1つだけではなく複数の制度を、組み合わせて利用することができます。



小児慢性特定疾病医療費

小児慢性特定疾病と診断された18歳未満のお子さん(ただし18歳を過ぎても引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満も対象)に、その小児慢性特定疾病の治療のための医療費を一部助成します。

※所得によって自己負担の上限額が異なります。

【対象となる小児慢性特定疾病】 16疾患群(801疾病)

- | | | |
|----------------------|-----------|------------|
| 1 悪性新生物 | 2 慢性腎疾患 | 3 慢性呼吸器疾患 |
| 4 慢性心疾患 | 5 内分泌疾患 | 6 膠原病 |
| 7 糖尿病 | 8 先天性代謝異常 | 9 血液疾患 |
| 10 免疫疾患 | 11 神経・筋疾患 | 12 慢性消化器疾患 |
| 13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 | 14 皮膚疾患群 | |
| 15 骨系統疾患 | 16 脈管系疾患 | |

(注)各疾病には一定の対象基準があり

※対象となる疾病名や詳しい内容については、下記のホームページをご参照ください。



小児慢性特定疾病情報センター

検索



特定医療費(指定難病)

令和7年4月1日から指定難病の対象が348疾病に拡大されました。医療費助成を受けるためには、「特定医療費(指定難病)受給者証」が必要です。

対象となる疾病と診断された場合は、臨床調査個人票(診断書)と必要書類をあわせて、県窓口にて申請手続きをしてください。詳しくは、下記までお尋ねください。

※対象となる疾病名や詳しい内容については、下記のホームページをご参照ください。



難病情報センター

検索



問い合わせ

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 健康増進課
☎0948-21-4815 fax0948-24-0186